

平成17年1月24日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役会長兼社長 八城 政基
(コード番号:8303 東証第一部)

当行連結子会社(株式会社アプラス)の増減資ならびに
アプラス優先株引受に関するお知らせ

当行連結子会社である株式会社アプラスは、本日開催の取締役会において、総額2,410億円の第三者割当による優先株式の発行および資本の減少について、平成17年2月24日に開催予定の臨時株主総会に付議することを決議し、別添の通り発表いたしましたので、お知らせいたします。

また、当行連結子会社、株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社アプラスが発行するD種優先株式およびE種優先株式を以下の通り引き受けることといたしましたので、あわせてお知らせいたします。

(引受株式の内容)

D種優先株式: 引受株式数27,000千株、額面総額 540億円

E種優先株式: 引受株式数71,000千株、額面総額1,420億円

以 上

平成17年1月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 氏 名 取 締 役 社 長 杉 山 淳 二
コ ー ド 番 号 8 5 8 9 (大 証 第 一 部)
本 社 事 務 所 大 阪 市 中 央 区 南 船 場 四 丁 目 1 番 9 号
上 場 取 引 所 大 阪 証 券 取 引 所 市 場 第 一 部
問 合 せ 先 執 行 役 員 籠 谷 修 司
TEL (06)-6245-7952(直通)

第三者割当による新株式発行および資本の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成17年2月24日に開催を予定しております臨時株主総会に、第三者割当による新株式の発行および資本の減少を付議することについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・ 第三者割当による新株式発行について

新株式の発行については、優先株式による発行とし、2つの種類株式を発行します。また、本優先株式の発行は、平成17年2月24日開催予定の臨時株主総会における定款変更および発行に係る決議・承認を前提といたします。

1 - (1) 新株式発行要領（*発行条件等につきましては、別添資料をご参照願います。）

発行株式の種別・名称 株式会社アプラス D 種優先株式(以下「D 種優先株式」という。)
発行株式数 49,000,000 株
発行価額 1 株につき 2,000 円
発行価額の総額 98,000,000,000 円
資本に組み入れる額 49,000,000,000 円
申込期日 平成17年2月28日
払込期日・効力発生日 平成17年2月28日
割当先及び株式数 以下の通りとなります。

割 当 先	株 式 数
株式会社ワイエムエス・シックス	27,000,000 株
住友信託銀行株式会社	10,000,000 株
大同生命保険株式会社	5,000,000 株
株式会社三井住友銀行	2,500,000 株
アクサグループライフ生命保険株式会社	1,750,000 株
ジブラルタ生命保険株式会社	1,750,000 株
ブルデンシャル生命保険株式会社	750,000 株
大和生命保険株式会社	250,000 株

1 - (2) 新株式発行要領 (*発行条件等につきましては、別添資料をご参照願います。)

発行株式の種別・名称	株式会社アプラス E 種優先株式(以下「E 種優先株式」という。)
発行株式数	71,500,000 株
発行価額	1 株につき 2,000 円
発行価額の総額	143,000,000,000 円
資本に組み入れる額	71,500,000,000 円
申込期日	平成 17 年 2 月 28 日
払込期日・効力発生日	平成 17 年 2 月 28 日
割当先及び株式数	以下の通りとなります。

割 当 先	株 式 数
株式会社ワイエムエス・シックス	71,000,000 株
大同生命保険株式会社	500,000 株

2 . 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1)現在の発行済株式総数

普通株式	193,474,018 株	A種優先株式	5,000,000 株
		B種優先株式	10,000,000 株
		C種優先株式	15,000,000 株

(2)増資による増加株式数

D種優先株式	49,000,000 株
E種優先株式	71,500,000 株

(3)増資後発行済株式総数

普通株式	193,474,018 株	A種優先株式	5,000,000 株
		B種優先株式	10,000,000 株
		C種優先株式	15,000,000 株
		D種優先株式	49,000,000 株
		E種優先株式	71,500,000 株

3 . 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

資本の欠損への補填および自己資本の更なる充実をはかるものであります。

(2) 増資調達資金の用途

借入金の返済および運転資金

4. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

実施日・内容	増資・減資額	増資・減資後資本金	摘 要
平成14年8月1日 【減資】	16,150百万円	16,150百万円	2株を1株にする株式併合を併せて実施
平成14年8月27日 【第三者割当増資】	30,000百万円	31,150百万円	優先株式による増資 増資額の内、15,000百万円を資本準備金へ組入
平成16年9月28日 【第三者割当増資】	34,995百万円	48,648百万円	普通株式による増資 増資額の内、17,497百万円を資本準備金へ組入

5. 割当先の概要および割当株式数等（*当社との出資関係については平成16年9月末時点）

名 称	株式会社ワイルド・ソックス	住友信託銀行株式会社
住 所	東京都港区新橋1-18-16	大阪府中央区北浜4-5-33
株 式 数	D種優先株式 2,700万株 E種優先株式 7,100万株	D種優先株式 1,000万株
金 額	D種優先株式 540億円 E種優先株式 1,420億円	200億円
当社との関係	(出資)当社普通株式 129,653,631株を保有 当社A種優先株式 5,000,000株を保有 当社B種優先株式 10,000,000株を保有 当社C種優先株式 15,000,000株を保有 (取引)ありません (人事)ありません	(出資)当社が割当先の普通株式 185,000株を保有 (取引)資金借入先 (人事)ありません

名 称	大同生命保険株式会社	株式会社三井住友銀行	アカグループライフ生命保険株式会社
住 所	東京都中央区日本橋2-7-4	東京都千代田区有楽町1-1-2	東京都渋谷区東1-2-19
株 式 数	D種優先株式 500万株 E種優先株式 50万株	D種優先株式 250万株	D種優先株式 175万株
金 額	D種優先株式 100億円 E種優先株式 10億円	50億円	35億円
当社との関係	(出資)当社普通株式 1,328,500株を保有 (取引)資金借入先 (人事)ありません	(出資)当社普通株式 1,141,331株を保有 (取引)資金借入先 (人事)ありません	(出資)ありません (取引)提携ローン取引 (人事)ありません

名 称	ジブライフ生命保険株式会社	プルソナル生命保険株式会社	大和生命保険株式会社
住 所	東京都千代田区永田町2-13-10	東京都千代田区永田町2-13-10	東京都千代田区内幸町1-1-7
株 式 数	D種優先株式 175万株	D種優先株式 75万株	D種優先株式 25万株
金 額	35億円	15億円	5億円
当社との関係	(出資)ありません (取引)提携ローン取引 (人事)ありません	(出資)ありません (取引)ありません (人事)ありません	(出資)ありません (取引)ありません (人事)ありません

・資本の減少について

1. 内容

資本金および資本準備金の減少（平成17年2月24日開催予定の臨時株主総会に付議いたします。）

2. 目的

当社は、株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携（平成16年9月3日公表）を行い、「ノンコア事業の売却・分割」「株式会社新生銀行が採用する会計処理の原則および手続きに原則として統一する」等の措置を講じてまいりました。これらの一連の措置に伴い、平成17年3月期中間期において大幅な中間純損失を計上したことにより、2,634億円の中間未処理損失が発生いたしました。今回の資本金および資本準備金の減少により、中間未処理損失の補填等を行う見込みであります。

3. 要領

(1) 資本金の減少

減少すべき資本の額

資本の額 169,148,314,008 円を 154,148,314,008 円減少して 15,000,000,000 円とする見込みです。

資本の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する形式減資とする見込みです。

(2) 資本準備金の減少

商法第289条第2項の規定に基づき、資本（15,000,000,000円）の4分の1に相当する額を超えて積み立てられた資本準備金（149,247,993,545円）について、これを全額減少し、そのうち、109,306,258,969円を欠損の補填に充て、減少額との差額39,941,734,576円をその他資本剰余金に組入れる見込みです。

* なお、今回の資本の減少は、前述の「D種優先株式」ならびに「E種優先株式」の発行による第三者割当増資の払込・効力発生による資本金および資本準備金の増加を条件としております。

4. 資本の減少の日程（予定）

- (1) 株主総会決議日 平成17年2月24日
- (2) 債権者異議申述公告日 平成17年2月25日
- (3) 効力発生日 平成17年3月26日

5. 増資および資本の減少のフロー（単体）*平成16年9月末を基準に作成しております。

(単位:億円 単位未満四捨五入)	平成16年9月末	増資 (平成17年2月28日予定)	増資後 (平成17年2月28日予定)	資本の減少 (平成17年3月26日予定)	資本の減少後 (平成17年3月26日予定)
資本金	486	1,205	1,691	1,541	150
資本剰余金	325	1,205	1,530	1,093	437
資本準備金	324	1,205	1,530	1,492	38
その他資本剰余金	0	0	0	399	399
利益剰余金	2,634		2,634	2,634	0
剰余金	0		0	0	0
中間未処理利益	2,634		2,634	2,634	0
その他有価証券評価差額金	7		7		7
自己株式	0		-		-
資本の部合計	1,816	2,410	594	0	594

以上

〔別添資料：新株式発行条件等について〕

I. D種優先株式に関する事項

1. 優先配当

- (a) 優先配当額 以下にD種優先株式に対して支払われる配当（以下、「D種優先配当金」という）の金額は以下のとおりとする。D種優先配当金（優先中間配当金も含む）は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。
- (1) 当社は、2004年度に関する1株あたり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合は、D種優先株式登録質権者に対し、2,000円（以下「D種清算価値」という）に4%を乗じた金額を、当該D種優先株式の発行日（同日を含む）から2005年3月31日（同日を含む）までの実日数で日割計算（365で除する）して算出される額を支払うものとする。
- (2) 2005年4月1日（同日を含む）から、その後2012年3月31日（同日を含む）までの間に対する各営業年度の1株あたり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先株式の登録質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。
- (3) 2012年4月1日以降、各営業年度の1株あたり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先株式登録質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。
- 「D種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日（但し、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日（以下「ロンドン営業日」という）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（6ヶ月円LIBOR（360日ベース））（以下「基準レート」という）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という）を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (b) 非参加条項 D種優先株主およびD種優先株式登録質権者は、D種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。
- (c) 累積条項 ある営業年度において、D種優先配当金の全部もしくは一部がD種優先株主およびD種優先株式登録質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は累積するものとする。累積未払配当金は、D種優先配当金およびD種優先株式に劣後する証券（第2条に定義）に先立って支払われるものとする。

2. 優先順位

D種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびE種優先株式を含む当社が発行するいかなる他の種類の株式（将来発行するものを含む）（以下、総称して「D種優先株式に劣後する証券」という）に優先する。

また、当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、D種優先株式に劣後する証券の買受け又は買入消却、強制償還並びに株主の請求による償還を行わないものとする。

3. 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配（以下、「清算」という）時においては、D種優先株式1株あたりのD種償還価格（下記第8条に定義）相当額が、D種優先株式に劣後する証券に優先して、D種優先株主、およびD種優先株式登録質権者に支払われるものとする。D種優先株主、およびD種優先株式登録質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合又は合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、又は譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、本第3条の趣旨における清算とは見なされないものとする。

4. 議決権

D種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。但し、定時株主総会に、D種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合はその総会の時から、又は定時株主総会においてD種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は当該定時株主総会の終了の時から、D種優先株主はD種優先株式500株あたり1議決権を与えられ、D種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行なわれるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

5. D種優先株式の買受け又は買入消却

法律によって許容される範囲で、当社はいつでも、D種優先株式の一部又は全部を、D種優先株主と合意した価格及び条件において買受け又は利益により買い入れて消却することができる。

6. 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、D種優先株式の併合又は分割は行わない。当社は、D種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

7. 転換権

- (a) 転換を請求しうべき期間 この第7条の規定に従い、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日（以下「転換日」といい、転換日が営業日でない場合には翌営業日を転換日とする）においては、D種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、普通株式に転換することができる。D種優先株主が転換権を行使するには、転換日又は転換日に先立って、転換請求書及び（株券が発行されている場合には）転換するD種優先株券を下記転換請求受付場所に提出するものとする。但し、転換日に先立って提出された場合、当社は、該当する転換日に当該転換請求が到達したものとみなす。
- (b) 転換により発行すべき普通株式数 D種優先株式の転換により発行される普通株式数は、D種優先株主が転換請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式転換価額で除した数とする。但し、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- (c) (1)D種優先株式転換価額 転換日における転換価額は、当該転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日（以下、本項において「算出期間」という）における各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP 価格」という）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP 価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグ L.P. が提供する普通株式のVWAP 価格とし、かかるVWAP 価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む）とする（以下VWAP 価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という））の単純平均価格に相当する金額とする（以下「D種優先株式転換価額」という）。但し、D種優先株式転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (2) 参照価格の調整
- a 上記D種優先株式転換価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む）から関連する転換日（同日を含む）までの期間（以下「調整期間」という）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは第7条(2) bに従い発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、転換予約権、その他同様の権利を行使あるいは転換した時点での普通株式の発行は除外される）、D種優先株式転換価額の計算に先立ち、かかる発行もしくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$$

ここでは

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行もしくは交付される、又はそのようにみなされる当社の普通株式も含む）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使もしくは転換により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

- b 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、転換予約権その他同様の権利を行使もしくは転換により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、転換予約権あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなす。
- c 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割の目的で株主への割当が行われた翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。
- d 配当その他の分配 当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払もしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（但し、第7条において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く）、D種優先株式転換価額はかかる配当の1株あたり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。
- e その他取締役会が定める調整 第7条(c)(2)aで規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

f 解釈 この第7条に不明瞭な点がある場合、又は転換価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この第7条の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。

g 参照価格の最低調整額 参照価格の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

- (d) 転換請求受付場所 D種優先株式の転換権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜3丁目5番29号
東京証券代行株式会社 大阪営業所

- (e) 転換の効力発生 転換は、各転換日において、転換請求書および(株券が発行されている場合には)D種優先株式の株券が上記転換請求受付場所にその営業時間内に到着した時点で有効となるものとする。

- (f) 転換後の普通株式に対する配当 D種優先株式の転換により交付された普通株式に対して分配される最初の利益配当あるいは中間配当に関しては、転換請求又は第12条による転換が、4月1日から9月30日になされた場合には4月1日付で転換されているとみなされ、10月1日から翌年3月31日になされた場合には10月1日付で転換されているとみなされ、それに伴って実施されるものとする。

8. 強制償還

2010年4月1日(同日を含む)以降、当社は随時、取締役会の決議をもって、D種優先株式の株主およびその登録質権者に対し、かかる株主およびその登録質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に償還日として記載される日(以下「償還日」という)において、D種優先株式1株につき、D種償還価格(以下に定義)相当額を支払うことにより、発行済みD種優先株式のすべてもしくは一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数については抽選)により行う。

「D種償還価格」とは、(i)D種清算価値、(ii)償還対象D種優先株式にかかる累積未払配当金、(iii)最終配当金額(以下に定義)および(iv)2012年3月31日以前に償還が行われる場合においては、D種早期償還費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。

「D種早期償還費」とは、(i)D種清算価値に、(ii)発行日スワップレートから、償還日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systems スクリーン17143ページに表示される、償還日から2012年3月31日までの期間(本条において「償還費計算期間」という)に対応するスワップレート(償還日が2011年4月1日以降の場合には、当該償還日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systems スクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする)を減じた率(但し、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする)を乗じた額に、(iii)償還日から2012年3月31日(同日を含む)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i) 2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、償還日の属する営業年度における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii) 2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、償還日の属する営業年度における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。但し、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される営業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。

なお、上記D種償還価格、D種早期償還費及び最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

9. 株主による償還請求

(a) 新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の株主は、当社に対し、下記義務償還日に有効なD種償還価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全D種優先株式を下記償還請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で償還するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を償還日として定め(以下「義務償還日」という)、本条による償還請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。

(b) 償還請求受付場所 D種優先株式の償還を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜三丁目5番29号
東京証券代行株式会社 大阪営業所

(c) 新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、合計で発行済み普通株式の50%超を保有しなくなつてから14日以内に、当社は、D種優先株式の各株主および登録質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

10. 最低純資産

当社の、ある営業年度末もしくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該営業年度末もしくは中間期末における財務諸表が決算短信もしくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株式の各株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、または、当該営業年度末もしくは中間期末から90日以内に決算短信もしくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日経過後30日以内(以下上記各期間を本条において「請求期間」という)に、第7条(d)に定める転換請求受付場所に対して通知をすることにより、当社に対して、法律によって許容される範囲で、D種優先株式の普通株式への転換又はD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求することができる。当社は、請求期間満了後10営業日以内に、当社の選択により当該請求をなしたD種優先株式の株主に対して、転換をなすか償還をなすかの通知をするものとし、当該通知には転換日もしくは償還日を記載するものとする。かかる転換日もしくは償還日は、当該通知をなすべき期間の満了後6営業日以内とする。

当社の選択により、(i)普通株式への転換がなされる場合は、D種優先株式を、第7条(c)の「転換日」を、請求期間満了日と読み替えて算出される転換価額で、転換をなすべきD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の普通株式に転換するものとし(但し、当該普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる)、(ii)償還がなされる場合には上記通知に記載される償還日に

おける第8条に定めるD種償還価格により償還されるものとする。なお一部償還をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数については抽選)により行い、一部償還されない部分については普通株式に転換されるものとする。

11. 優先もしくは同順位の証券の発行

D種優先株式の発行済み株式総数が0とならない限り、当社は、残余財産、配当の支払、(当社の選択によるか、株主の選択によるかを問わず)償還もしくは買受けされる点についてD種優先株式に優先する、もしくは同順位のいかなる種類の株式も発行してはならないものとする。

II. 取得者と当社との取決めの内容

取得者、当社および当社の親会社である株式会社新生銀行の間で平成17年1月24日付けで締結された優先株式引受契約における主な合意内容は次のとおりです。

(1) 譲渡に対する制限

D種優先株式は、当社の承認のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、又はこれに質権を設定する(以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という)ことはできないものとする。

但し、次の(i)ないし(iii)を全て満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、(iii)譲渡等がD種株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

(2) 新生銀行の誓約

新生銀行は、投資家、その承継人および本契約の下で認められる譲受人に対し、以下のとおり誓約する。

- (i) D種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、新生銀行およびその子会社および関連会社が、合計して当社の発行済普通株式の50%超を保有し続けること。
- (ii) D種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、新生銀行ならびにその子会社および関連会社が、D種優先株式に未払い配当金がない場合であっても、普通株式について、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値(気配表示を含む)の平均価格(平均価格は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)の1%に相当する金額を超える金額を1株あたりの配当金額として利益配当を行う利益処分案が株主総会に提案された場合にはこれを否決する旨その議決権を行使すること。

(3) 劣後証券の配当支払に対する誓約

D種優先株式の発行済み株式総数が0とならない限り、当社は、D種優先株式に劣後する証券に対して、配当金その他の分配を行なうことを当社の株主総会に提案せず、またいかなる子会社に対してもかかる株式の買受、買取もしくは償還を行わせ、又は行うことを許容しないものとする。但し、D種優先株式に未払い配当金がない場合に限り、(i)当社の定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、(ii)普通株式については該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値(気配表示を含む)の平均価格(平均価格の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)の1%を1株あたりの配当金額の上限として利益配当することを当社の株主総会に対して提案することができるものとする。

E種優先株式の内容に関する事項

1. 優先配当

(a) **優先配当額** E種優先株式に対して支払われる配当（以下「E種優先配当金」という）の金額は以下のとおりとする。E種優先配当金（優先中間配当金も含む）は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

(1) 当社は、2004年度に関する1株あたり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合には、E種優先株式登録質権者に対し、2000円（以下「E種清算価値」という）に1.5%を乗じた金額を、当該E種優先株式の発行日（同日を含む）から2005年3月31日（同日を含む）までの日数で日割計算（365で除する）して算出される額を支払うものとする。

(2) 2005年4月1日（同日を含む）から、その後2012年3月31日（同日を含む）までの間に対する各営業年度の1株あたり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主に、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先株式の登録質権者に対し、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

(3) 2012年4月1日以降、各営業年度の1株あたり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先株式登録質権者に対し、E種清算価値にE種優先株式増加配当率（以下に定義する）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

「E種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日（但し、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日（以下「ロンドン営業日」という）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月円LIBOR（360日ベース））（以下「基準レート」という）としてTelerate Systems スクリーン 3750 ページ（取得出来ない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からE種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systems スクリーン 17143 ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という）を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(b) **非参加条項** E種優先株主およびE種優先株式登録質権者は、E種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。

(c) **非累積条項** ある営業年度において、E種優先配当金の全部もしくは一部がE種優先株主およびE種優先株式の登録質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は翌年度以降に累積しないものとする。

2. 優先順位

E種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、D種優先株式を除く、普通株式、A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式を含む当社が発行するいかなる株式（将来発行するものを含む）（以下「E種優先株式に劣後する証券」という）に優先する。また、当社は、E種優先株式の発行済み株式総数が0にならない限り、E種優先株式に劣後する証券の買受け又は買入消却、強制償還並びに株主の請求による償還を行わないものとする。

3. 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配（以下「清算」という）時においては、E種優先株式1株あたりのE種償還価格（下記第9条に定義）相当額が、E種優先株式に劣後する証券に優先して、E種優先株主およびE種優先株式登録質権者に支払うものとする。E種優先株主、およびE種優先株式登録質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合又は合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、又は譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、本第3条の趣旨における清算とは見なされないものとする。

4. 議決権

E種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。但し、定時株主総会にE種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合はその総会の時から、又は定時株主総会においてE種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は当該定時株主総会の終了の時から、E種優先株主はE種優先株式500株あたり1議決権を与えられ、E種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行なわれるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

5. E種優先株式の買受け又は買入消却

法律によって許容される範囲で、D種優先株式の発行済み株式総数が0になった時以降、当社はいつでも、E種優先株式の一部又は全部を、E種優先株主と合意した価格及び条件において、買受け又は利益により買い入れて消却することができる。

6. 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、E種優先株式の併合又は分割は行わない。当社は、E種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

7. 転換権

- (a) 転換 この第7条の規定に従い、2007年4月1日以降は、E種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、普通株式に転換することができる。E種優先株主が転換権を行使するには、転換日に転換請求書及び(株券が発行されている場合には)転換するE種優先株券を下記転換請求受付場所に提出するものとする。
- (b) 転換により発行すべき普通株式数 E種優先株式の転換により発行される普通株式数は、E種優先株主が転換請求のために提出したE種優先株式のE種清算価値の総額をその時点で有効なE種優先株式転換価額(下記第7条(c)に定義)で除した数とする。但し、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- (c) (1)E種優先株式転換価額 当初の転換価額は、当社にE種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日における各取引日の出来高加重平均価格(以下「VWAP価格」という)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む)とする(以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という))の単純平均価格に相当する金額とする(以下「E種優先株式転換価額」という)(第7条(c)(2)項「E種優先株式転換価額」に準じて調整される)。但し、D種優先株式転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) E種優先株式転換価額の調整

- a 下記の公式で計算するとE種優先株式転換価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは第7条(e)項に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、転換予約権、その他同様の権利を行使あるいは転換した時点での普通株式の発行は除外される)かかる発行時もしくは交付時、又は発行もしくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式転換価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後転換価額」という)。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後の E 種優先株式転換価額} = \frac{\text{調整前の E 種優先株式転換価額} \times \left(\frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}} \right)}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$$

ここでは

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、発行もしくは交付される、又はそのようにみなされる当社の普通株式も含む）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使もしくは転換により当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む）の単純平均価格（終値がない日は除く）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

b 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、転換予約権その他同様の権利の行使もしくは転換により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、転換予約権あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなされるものとする。

c 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式転換価額の調整は、かかる株式分割の目的で株主への割当が行われた翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

d 配当その他の分配 当社が、普通株式に関し、配当を支払もしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（但し、第7条において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く）、E種優先株式転換価額はかかる配当の1株あたり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

e その他取締役会が定める調整 第7条(c)(2)項で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するE種優先株式転換価額に調整されるものとする。

f 解釈 この第7条に不明瞭な点がある場合、又は第7条において転換価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がE種優先株式転換価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この第7条の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先株式転換価額を調整する権利を有するものとする。

g E種優先株式転換価額の最低調整額 E種優先株式転換価額の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

- (d) 転換請求受付場所 E種優先株式の転換権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜3丁目5番29号
東京証券代行株式会社 大阪営業所

- (e) 転換の効力発生 転換は、転換請求書とE種優先株式の株券が、営業時間内に上記第7条(d)項に明記されている転換請求書受付場所に到着した時点で有効となるものとする。
- (f) 転換後の普通株式に対する配当 E種優先株式の転換に伴って受け取った普通株式に対して分配される最初の利益配当あるいは中間配当に関しては、転換請求が4月1日から9月30日までになされた場合には4月1日付で転換されているとみなされ、又転換請求が10月1日から翌年3月31日までになされた場合には10月1日付で転換されているとみなされ、それに伴って実施されるものとする。

8. 強制転換

2008年4月1日(同日を含む)以降2010年3月31日(同日を含む)までのいかなる時点でも、当社は、E種優先株式の株主、および同株登録質権者に対し、かかる株主および登録質権者宛て35日以上90日以内の事前通知により、その時点で有効な全てのE種優先株式について、かりに普通株式の時価(かかる通知の送付日付で計算されたもの)がその時点で有効なE種優先株式転換価額の150%を上回った場合に限り、その時点で有効なE種優先株式転換価額でE種優先株式の全部の転換を行うことを選択できる。かかる転換は、E種優先株主に当社から送付された通知に記載された日付をもって実施されるものとする。

9. 強制償還

D種優先株式の発行済み株式総数が0になった日以降(但し2010年4月1日以降に限る)、当社が臨時取締役会の決議をもって、E種優先株主およびその登録質権者に対し、かかる株主およびその登録質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に償還日として記載される日(以下「償還日」という)にE種優先株式1株につき、E種償還価格(下記に定義)相当額を支払うことにより、発行済みE種優先株式のすべてもしくは一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、E種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数については抽選)により行う。

「E種償還価格」とは、(i)E種清算価値、(ii)最終配当金額(下記に定義)、および(iii)2012年3月31日以前に償還が行われる場合においては、E種早期償還費(下記に定義)を合計した額に相当する額とする。

「E種早期償還費」とは、(i)E種清算価値に、(ii)発行日スワップ・レートから、償還日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)として Telerate Systems スクリーン 17143 ページに表示される、償還日から2012年3月31日までの期間(本条において「償還費計算期間」という)に対応するスワップレート(償還日が2011年4月1日以降の場合には、当該償還日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レー

ト(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systems スクリーン 3750 ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする)を減じた率(但し、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を加算しない)を乗じた額に、(iii)償還日から2012年3月31日(同日を含む)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた額に、償還日の属する営業年度における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、償還日の属する営業年度における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。但し、上記(i)および(ii)項で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される営業年度において支払われた全ての中間配当金額がそれぞれ差し引かれるものとする。

なお、上記E種償還価格、E種早期償還費及び最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

10. 株主による償還請求

- (a) 新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0になった日以降、E種優先株式の株主は、当社に対し下記義務償還日に有効なE種償還価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全E種優先株式を下記償還請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で償還するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を償還日として定め(以下「義務償還日」という)、本条による償還請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。
- (b) 償還請求受付場所 E種優先株式の償還を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜三丁目5番29号
東京証券代行株式会社 大阪営業所

- (c) 新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、E種優先株式の各株主および登録質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

11. D種優先株式の所有権の通知

D種優先株式の発行済み株式総数が0になった日から14日以内に、当社は、E種優先株式の各株主および登録質権者に対し、その旨の通知書を送達するものとする。

取得者と当社との取決めの内容

取得者、当社および当社の親会社である株式会社新生銀行の間で平成 17 年 1 月 24 日付けで締結された優先株式引受契約における主な合意内容は次のとおりです。

譲渡に対する制限

E 種優先株式は、当社の承諾のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、又はこれに質権を設定する（以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という）ことはできないものとする。

但し、次の(i)ないし(iii)を全て満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を 250,000 株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 4 条第 1 項に定義される適格機関投資家に該当すること、(iii)譲渡等が E 種株式の当初発行時から 2 年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の 2 週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

以上